



株式会社

セブン-イレブン・ジャパン

資料 1 - 7

処方薬引取りご説明資料

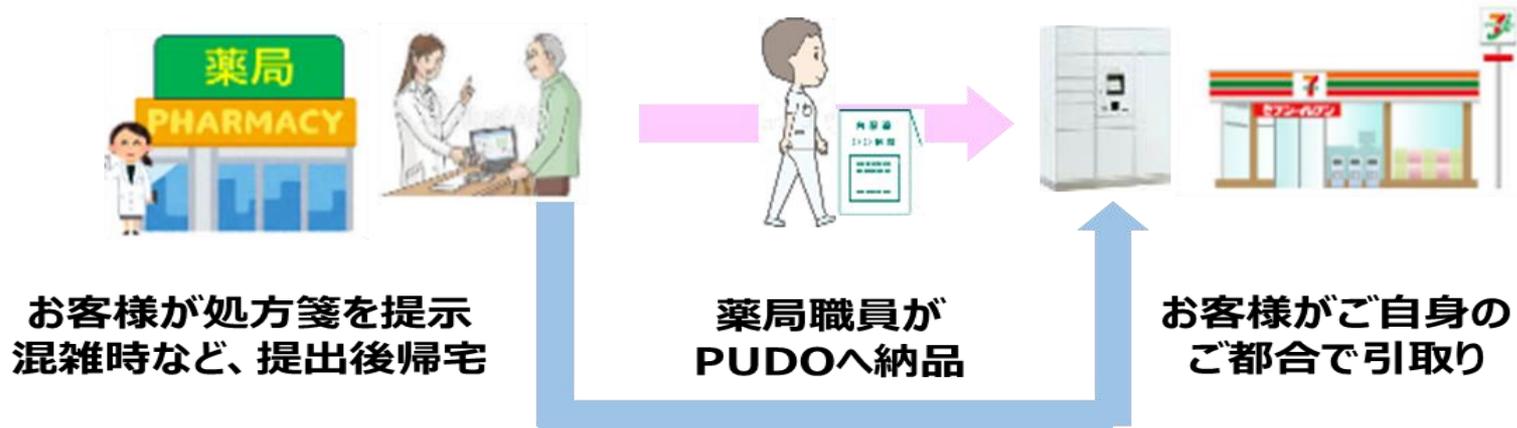
22年1月19日（水）

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

処方薬引取り 実証実験

- 関東一都二県にテスト設置している「宅配ロッカー PUDO」を活用し処方薬引取りテストを20年5月よりセブン-イレブン4店舗で対応中。
(川崎市：2店舗、富士見市：1店舗、久喜市：1店舗)

■ 引取りスキーム



宅配ロッカー「PUDO」補足説明



運営会社：パックシティジャパン
配送会社：ヤマト運輸

【利用できるサービス】

発送	・ヤマト運輸会員サービス登録 不要 メルカリ、ヤフオク等の フリマ商品の発送	
受取	・ヤマト運輸会員サービス登録 必要 宅急便不在再配達受取 ECショップ購入品受取（一部のみ）	

【セブン-イレブン店舗への設置状況】

- 2017年4月 都内50店舗から設置開始
- 2022年1月 1,061店舗で展開中

■ 本テストの目的・意義

前提：自宅宅配ロッカーでなく、CVS他に設置のロッカー受取

- ① コロナ禍における非接触・非対面の推進
- ② 薬局での待ち時間を回避し、お客様の都合に合わせて処方薬をお受取り。
- ③ 将来的にはオンライン診療～オンライン服薬指導を受けたお客様の利用も想定、病院・薬局に行かず7-11で処方薬を受け取る事が出来る更なる利便性の向上を目指したい。

【参考】ご利用者の声

- ・薬局で待たずに好きな時間に7-11で受取る事が出来るので利用した。
(富士見市の店舗利用のお客様)

■自治体によって、薬機法抵触との見解

【許可が下りなかった自治体の見解】

①「薬機法24条」への抵触

薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、または販売もしくは授与の目的で貯蔵し、もしくは陳列（配置することを含む）してはならない。
→店舗ロッカーの役割は「販売」には当たらないが、授与・陳列に当たるのではないか、という見解

②「薬機法7条」への抵触の恐れ

薬局開設者が薬剤師であるときは、自らその薬局を実地に管理しなければならない。
→ロッカーが薬局の一部とみなされ、薬剤師の管理範囲を超えるのでは？という見解

処方薬引取り 実証実験の課題②

■ お客様のニーズへの対応について

【テスト実施中の店舗で確認できたお客様の声】

- ・引取りができるセブン-イレブン店が自宅から遠い。
自宅近くのセブン-イレブンで引取りが出来るのなら、ぜひ利用したいとの声を多数確認。
- 薬局から離れたエリアのセブン-イレブンへ配送するには、配送業者へ配送委託を行う必要がある。
配送業者によるロッカー納品について事前相談で許可を頂けた自治体はあるが、ガイドライン等が無い事から許可が下りない自治体もあると想定。

⇒以上①②の内容につきまして、自治体間のご見解の相違を統一頂くことが可能か
「実施可能」という事がルールとして明文化・明確化することができないか
という点がご相談の内容となっております。

実施にあたり実務上の論点となり得る事項



- ①受取の本人確認 : 事前にお伝えした「開錠ナンバー」でお客様ご自身でロッカーを開け、処方薬を引き取って頂きます。

本人しか知らない情報やデータ等で開錠できる仕組みとすることなど
他人が受取るリスクを社会通念上排除できていれば、本人確認は十分ではないか、
(身分証の確認等は不要では?) と考えております。

- ②プライバシー確保 : ①のお客様の行為に店舗従業員は関与致しません。また、中身がわからないよう梱包をすることでプライバシーが確保できるのではないかと考えております。

梱包イメージ : 紙の薬袋の入った処方医薬品・薬の説明書等を、LIMEX素材のレジ袋に入れ、口を縛ってロッカー庫内に置いております。レジ袋と薬袋の間に、薬の説明書(説明文を内側に折る)を入れるなど、患者名が透けて見えないよう工夫しています。
※また、患者様が梱包をしないこと(プライバシーにつき放棄すること)につきあらかじめ同意するのであれば、そもそも梱包も不要との考えもありうるかと思います。

- ③受取確認 : 本人しか受領できない場所(ロッカー庫)へと配達されるため、受取りの確認は十分となり別途の確認は不要ではないかと考えております。

- ④品質管理 : 温度管理等一定の品質管理が必要な薬剤については、薬局・薬剤師が配送・受渡しの方法に応じて対象とするかどうかを判断することで、安全に運用できるのではないかと考えております。
(前提として、ロッカー設置環境・ロッカー温度を明確にする必要あり)